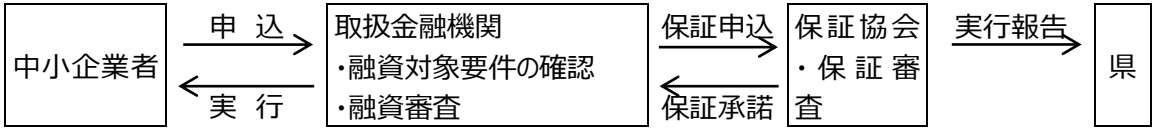


ご利用の手引き

資金名	長期資金（経営者保証非提供促進貸付）		
目的	「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度【国補助制度】」に対応した資金により、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を図る		
融資対象者	<p>県内で事業を営む中小企業者等で、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件*を満たす者 [その他のポイント①]</p> <p>[※事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件（概要）]</p> <p>次の①から⑤までのいずれにも該当する法人である中小企業者。ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は①、②及び③、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は③の申込人資格要件は問わない。</p> <p>① 保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること</p> <p>② 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと</p> <p>③ 次の両方又はいずれかを満たすこと</p> <p>ア 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと</p> <p>イ 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと</p> <p>④ 次のア及びイについて継続的に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <p>ア 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること</p> <p>イ 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと</p> <p>⑤ 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること</p>		
資金用途	一般保証については、事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金） セーフティネット（SN）保証（4号・5号）については、経営の安定に必要な事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金） [その他のポイント②]		
借換	既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント②]		
融資条件	利率	年2.15%	期間 10年以内（うち据置1年以内）
	限度額	対象となる保証制度*ごとに、 1企業・1組合 8,000万円 ※一般保証又はSN保証（4号又は5号に限る）	預託あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける	
	特別保証制度等	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度に対応（一般保証又はSN保証4号・5号）	
	責任共有制度	一般保証及びSN保証5号の場合：対象 SN保証4号の場合：対象外	
	保証料率	事業者選択型経営者保証非提供制度の上乗せ保証料率に対し、国が保証料補助を行う [その他のポイント③]	
連帯保証人	不要（法人代表者も含めて不要）		

融資条件	担保	不要
	申込先	取扱金融機関
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）	
添付書類	② 事業者選択型経営者保証非提供制度所定の要件確認書兼誓約書 [その他のポイント④] ③ SN保証4号又は5号の認定書（SN保証4号又は5号利用の場合） [その他のポイント⑤]	
融資フロー	 <pre> graph LR A[中小企業者] -- 申込 --> B[取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査] B -- 保証申込 --> C[保証協会 ・保証審査] C -- 保証承諾 --> B B -- 実行報告 --> D[県] </pre>	
その他のポイント	<p>① 国の全国統一制度である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱に依拠します。事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。</p> <p>② 借換可能な既往借入金は、全国の信用保証協会の保証付融資のみとします。</p> <p>③ 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱の規定に基づき、所定の信用保証料率に上乗せした信用保証料率とし、保証申込日に応じて国が信用保証料補助を行います。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。</p> <p>[事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の信用保証料及び信用保証料補助（概要）]</p> <p>ア 上記の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件③のア及びイのいずれにも該当する場合は、保証協会所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率とし、0.05%に相当する額を国が補助</p> <p>イ 上記の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件③のア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、各信用保証協会所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率とし、0.05%に相当する額を国が補助</p> <p>④ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。</p> <p>⑤ SN保証の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場のSN保証担当窓口にお問い合わせください。</p>	